

旭川市保健所運営協議会における報告事項

担当課 健康推進課

【報告事項】

特別の理由による任意の予防接種費用補助の開始について

【説明要旨】

平成31年4月1日より、造血幹細胞移植等により、予防接種法に基づく定期の予防接種の効果が期待できなくなったと医師に判断された者が、任意で再度予防接種を受ける際に、保護者等が負担する接種費用の補助を開始しました。

1 予防接種の接種対象者

次のいずれにも該当する方となります。

- (1) 造血幹細胞移植等により、既に接種している予防接種の効果が期待できなくなったと医師に判断されていること。
- (2) 再接種を行う日において、本市に住民登録がある20歳未満の者であること。
- (3) 既に接種している予防接種の接種回数及び接種間隔が予防接種実施規則の規定から逸脱していないこと。

2 補助対象者

接種対象者の保護者等

3 補助金額

補助金の額は、補助対象者が接種費用として実際に負担した額となります。

ただし、接種日の属する年度における本市と一般社団法人旭川市医師会とで別途契約している定期の予防接種ごとの委託契約単価が上限となります。

4 申請方法

補助対象者は、再接種を受ける前に、申請書、医師の意見書等を揃えて、本市に事前申請を行います。

その後、補助対象と決定した方には、認定通知書を送付し、接種対象者は、医師より指示のあった予防接種について、医療機関で再接種を行います。

後日、医療機関に支払った費用を合算し、改めて補助金の請求をします。